

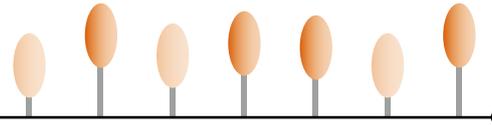
確定申告をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成30年12月31日現在、要介護認定を受けている場合は、『障害者控除対象者認定書』により控除を受けることができますのでいきいき広場内

要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告

情報 Information File
ファイル



介護保険・障がいグループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もあります。

おむつ使用に係る費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要で

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても『市が介護保険法に基づき要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類』により、寝たきり状態であることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、介護保険・障がいグループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、

今までのおりの取扱いとなります。

問合せ先

☎ 52-1111
52-1110

東海税理士会による平成30年度確定申告相談会

確定申告に必要な書類（マイナンバーが判るものを含む）を持参のうえ来場してください。

とき 2月16日(土) 午前10時～午後4時30分

ところ 刈谷市総合文化センター
中央生涯学習センター405研修室
定員 40人（事前予約優先）

※当日、相談会場にて午前10時から当日受付の整理券を配布します。

費用 無料

対象者 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※譲渡所得のある人、前年分の所得金額300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外です。詳しくは「東海税理士会刈谷支部」ホームページを参照してください。

問合せ先 東海税理士会刈谷支部

☎ 77-3636



し尿

し尿収集作業日程のお知らせ

2月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。

連絡先（収集業者）

高浜衛生㈱ ☎ 53-0516

問合せ先 困市民生活グループ（内線263）

日	曜日	区 域	日	曜日	区 域
1日	金	青木町	15日	金	田戸町
5日	火	青木町 春日町	19日	火	本郷町 呉竹町
6日	水	湯山町 神明町 沢渡町	20日	水	呉竹町 屋敷町
			21日	木	屋敷町 向山町
8日	金	稗田町	22日	金	向山町 小池町
11日	月・祝	二池町 長ホース	25日	月	小池町
12日	火	二池町	26日	火	新田町 八幡町
14日	木	芳川町 碧海町	28日	木	論地町 清水町